

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 甲立 亮
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年1月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ASAHI EITOホールディングス株式会社
証券コード	5341
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタン্ড

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	星野 和也
住所又は本店所在地	大阪市都島区善源寺町
事務上の連絡先及び担当者名	袁 佳文
電話番号	080-3899-9603

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年7月18日
訂正箇所	大量保有報告書について提出事由に該当しないため取り下げます。